

広島県告示第八百二十四号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第五十三条第一項の規定によって、介護予防訪問介護に係る指定介護予防サービス事業者として次の者を指定した。

平成十九年八月二日

広島県知事 藤 田 雄 山

指定介護予防サービス事業者	介護予防サービス事業所	指定年月日
株式会社愛ゆうスマイル 主たる事務所の所在地 広島市安佐北区龜山西一丁目二番一 号	愛ゆうスマイル 訪問介護事業所しあわせの樹 所在地 広島市安佐北区龜山西一丁目二番一 号	平成一九年七月一日
株式会社幸の樹 広島市西区南観音二丁目二番三一号 中川第一ビル一階	ヘルパーステーションケア・ビルド 訪問介護事業所しあわせの樹 所在地 広島市西区己斐上三丁目三〇一―三三	平成一九年七月一日
有限会社ケア・ビルドサービス 広島市西区己斐上三丁目三〇一―三三	らくらく介護サービス 訪問介護事業所しあわせの樹 所在地 広島市西区己斐上三丁目三〇一―三三	平成一九年七月一日
C.S.O株式会社 福山市横尾二丁目四八番地	らくらく介護サービス 訪問介護事業所しあわせの樹 所在地 福山市駅家町上山守四三三―一	平成一九年七月一日